

令和9年度新潟県立学校における学習者用端末等販売に係る業務
(公募型プロポーザル、参加申込期限7月8日)

| No. | 項目 | 質問 | 回答 | 回答日 |
|-----|------------------------------|---|---|------|
| 1 | 募集要領 前文及び11(1) | 県と販売事業者との間で締結する「学習者用端末等販売に係る業務協定」の具体的な内容または協定書案をお示しいただけますでしょうか。 | ・協定書は、募集要領及び業務仕様書の内容をまとめたものとなります。また、必要に応じて提案内容を反映します。そのため、現時点では示しません。 | 7月2日 |
| 2 | 募集要領 1(2) | 今回の調達で調達した端末他の所有権は個人保護者で、もちろん卒業後は個人に渡されるという認識でよろしいでしょうか。 | ・個人への販売となりますので、個人の所有物となります。 | 7月2日 |
| 3 | 募集要領 1(3) | 協定期間は協定締結日から令和9年12月31日までを予定するとされています。一方で、ECサイトでの提供期間は4月末までとされています。ECサイト提供期間終了後の5月から12月までの期間において、受託者に求められる業務内容についてご教示ください。 | ・ECサイト開設期間に購入ができなかった家庭が、購入を希望した場合などへの対応を想定しています。 | 7月2日 |
| 4 | 募集要領 1(3) | 協定期間が「協定締結日から令和9年12月31日(金)」までとございますが、秋入学や編入生・転入生を考慮し、最大12月末までサイト開設を行う可能性があるという認識でよろしいでしょうか。 | ・No. 3の回答と同じ。 | 7月2日 |
| 5 | 募集要領 1(3) | 協定期間は「協定締結日から令和9年12月31日まで」とされていますが、実際の端末販売期間については、業務仕様書「4 ECサイト」に記載のある「令和9年2月から令和9年4月末まで」を基本とし、購入・問い合わせ状況に応じた延長期間を含めたもの、との認識で相違ないでしょうか。 | ・No. 3の回答と同じ。 | 7月2日 |
| 6 | 募集要領 1(3) 業務仕様書 3.2 | 本事業に係る学校や保護者からの問合せ等を含めた受託業者側の対応は、協定期間内のみと考えてよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 ※主に指定ECサイトでの販売に関する問い合わせを想定しています。 | 7月2日 |
| 7 | 募集要領 1(4) | 本件における販売価格上限額は、税込70,000円とされています。今般、Apple社よりiPadの価格改定が公表され、従来価格から大きく引き上げられています。そのため、学習者用端末、キーボードケース及び送料を含めた販売価格は、設定されている上限額を超えることが見込まれます。このような状況を踏まえ、現在定められている販売価格上限額を超えた価格での提案は可能でしょうか。また、上限額の変更又は見直しを予定されていますでしょうか。 | ・販売価格の上限額を超えた提案はできません。 ・本プロポーザル期間での上限額の変更又は見直しは予定していません。 | 7月2日 |
| 8 | 募集要領 1(4) | 「学習者用端末1台あたりの販売価格上限額(税込)70,000円」とございますが、ご提案の価格が70,000円を超えてしまう場合、参加資格は有しないという認識でしょうか。業務仕様書上、調達対象1タブレット端末のiPad値上げの情報が入り、現状、上限額内でのご提示が困難となっているため、ご確認頂けないでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 9 | 募集要領 1(4) | 業務仕様書において「新品・未使用の現行モデル」と指定されている参考品(iPad)に関し、本年6月25日にメーカー(Apple社)による価格改定(値上げ)が実施されました。これに伴い、該当モデルの市場実勢価格(メーカー直販価格等)が74,800円(税込)へと引き上げられ、貴庁の提示された上限額(70,000円)を上回る状況となっております。つきましては、設定価格を超えた状態での参加・提案は可能となりますでしょうか。参加可能な場合、最新の市場実勢価格を反映した現実的な価格設定への修正、または、上限額の緩和のご検討いただけないでしょうか。 | ・No. 7の回答と同じ。 | 7月2日 |
| 10 | 募集要領 1(4) | 協定締結後に、端末メーカー等による価格改定が生じた場合、販売価格について協議することは可能でしょうか。 | ・状況に応じて、協議は可能とします。 | 7月2日 |
| 11 | 募集要領 1(4) | 本案件の参考品であるiPad等の製品は、メーカー側の判断により、事前の告知なくモデルチェンジや価格改定が行われる特性がございます。協定締結後に、モデルチェンジや大幅な価格改定によって提示価格の維持が困難となった場合、仕様変更や販売価格の改定について、貴庁と再協議を行う機会を設けていただくことは可能でしょうか。 | ・No. 10の回答と同じ。 | 7月2日 |

| | | | | |
|----|---------------------|--|---|------|
| 12 | 募集要領 1(4)及び(6) | 「※価格は端末本体に、ハードウェアキーボード付きカバー、送料を含む。」 とございますが、「ハードウェアキーボード付きカバー」の販売方法について ご教示ください。 「ハードウェアキーボード付きカバー」はタブレット端末と必ずセット購入 頂く形でしょうか。あるいは、選択制でしょうか。例えば、高等学校・中等教 育学校後期課程の対象者には必須であり、特別支援学校高等部は選択制でしょ うか。 | ・高等学校・中等教育学校後期課程では、必ず「端末本体とハードウェアキー ボード付きカバー」のセットで購入することとします。 ・特別支援学校高等部は、「端末本体とハードウェアキーボード付きカバー」 のセットか、「端末本体と端末保護ケース」のセットか、いずれかを選択する 形での販売を想定しています。 | 7月2日 |
| 13 | 募集要領 1(4)及び7(1)④ | 上限70,000円は、『端末+キーボード付きカバー+送料』の構成ですが、端末 保護ケース(イ)の構成も上限70,000円と考えてよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 14 | 募集要領 1(5) | 生徒がカバー・保護ケース部分的な不要と申し出た場合認めますでしょうか。 認める場合、県教委からの補償金額は購入した物品により決定されますでしょ うか。 | ・認めません。 ・高等学校・中等教育学校後期課程では、必ず「端末本体とハードウェアキー ボード付きカバー」のセットで購入することとします。 ・特別支援学校高等部は、「端末本体とハードウェアキーボード付きカバー」 のセットか、「端末本体と端末保護ケース」のセットか、いずれかを選択する 形での販売を想定しています。 | 7月2日 |
| 15 | 募集要領 1(5) | 募集要項に「電話代等の通信費は販売事業者が負担すること」とありますが、 問い合わせ受付窓口として「フリーダイヤル」を設置する予定です。ただし、 その際にお客様が不在で連絡がつかず、お客様側から弊社の通知番号(通常回 線)へ掛け直された場合については、お客様側に通話料が発生することとなり ます。 本業務において、このようなお客様からの掛け直し時の通話料はお客様負担 となる運用で差し支えないかご教示ください。 | ・差し支えありません。 | 7月2日 |
| 16 | 募集要領 1(6) | 想定販売台数12,000台の想定ですが、販売台数が減った場合であっても、減っ た台数を県教委が補償して購入するものではない。とありますが、既に生徒が 所有しているiPad(世代が異なる・一体型カバー・保護ケースが無い場合も含 む)を使用したいと申し出があった場合、県として認めますでしょうか。 | ・家庭にある端末を使用することも認めます。 | 7月2日 |
| 17 | 募集要領 1(6) | 「想定販売台数12,000台」とございますが、保護者は今回設置するECサイ トからの購入が必須でしょうか。採用されたECサイト以外の購入方法も許可さ れる予定でしょうか。 | ・端末等の購入は、今回設置するECサイト以外も認めますが、県としては、 保護者が県への購入支援金の手続きが不要となることから、ECサイトでの購 入を促します。 | 7月2日 |
| 18 | 募集要領 1(6) | 対象となる新潟県内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校の一覧デー タ(学校名、郵便番号、住所、電話番号、担当部課等)につきましては、情報をご 共有(ご提供)に関して、どのタイミングでいただけますでしょうか。 | ・協定締結後、直ちに提供する予定です。 | 7月2日 |
| 19 | 募集要領 3 | (7)(8)において課されている要件(例えば、(7)ISMS、プライバシーマー ク、(8)販売台数実績)について、共同企業体による参加の場合、共同企業体の 構成員のうちいずれか1社が当該資格又は実績を有していれば、本要件を満た すものと理解してよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 20 | 募集要領 3(8) | 「過去5年間(令和3年度から令和7年度)に都道府県又は市町村に対して学 習者用端末等の売買又は賃貸借契約等の契約(10,000台以上)、または高等学 校段階の学習者用端末の販売協定(3,000台以上)を締結し、履行した実績を有す ること」とありますが、私立の高校、大学、専門学校に対する学習者用端末の納 入・履行実績も含まれますでしょうか。 | ・私立の高校、大学、専門学校に対する学習者用端末の納入・履行実績も含む こととします。 | 7月2日 |
| 21 | 募集要領 7(1) | 企画提案書の電子版の提出は不要でしょうか。 | ・電子版の提出は不要です。 | 7月2日 |
| 22 | 募集要領 7(1)③ | 「保守・保証が仕様書の内容に合致していることを記載すること」とありませ んが、仕様書には「保守」の表記がありません。ご提案する保証内容が仕様書 の内容に合致していることを記載すれば良いという理解でよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |

| | | | | |
|----|----------------------|---|--|------|
| 23 | 募集要領 7(1)③及び9(2) | オプションの保証に加入しなかった場合、スポットでの保証サービスを提案することは評価対象となりますでしょうか。 | ・追加提案として評価対象となります。 | 7月2日 |
| 24 | 募集要領 7(1)④ | 「購入費補助を差し引く前の価格を販売価格とする」とありますが、ECサイトに掲載時の購入者様への提示価格は、購入費補助を差し引いて表示するという理解でよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 25 | 募集要領 7(1)④ | 「端末にハードウェアキーボード付きカバーを付けた場合」と記載されています。カバー又はキーボードケースを付属する場合、端末への装着作業等のキッティングは不要との理解でよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 26 | 募集要領 7(1)④及び9(2) | ア「端末にハードウェアキーボード付きカバーを付けた場合」と、イ「端末に端末保護ケースを付けた場合」の価格をそれぞれ記載することとされています。一方で、審査基準ではアを審査対象とするとされています。特別支援学校向けの端末保護ケース付き価格は記載対象ではあるものの、販売価格の点数評価はアのみを対象とする理解でよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 27 | 募集要領 7(1)④及び11(2) | 事業者に対して支出される「購入支援金」の金額は端末1台当たりいくらでしょうか。 | ・具体的な金額は、販売価格決定後にお示しします。 ・補助割合は端末販売価格の3分の1相当となります。また、生活保護世帯・非課税世帯へは端末販売価格となります。 | 7月2日 |
| 28 | 募集要領 7(1)⑨ | (1)提出書類⑨「ヘルプデスクの内容が仕様書に合致していることを示す」との記載がございますが、提示されている業務仕様書内に「ヘルプデスク」という単独の項目が見当たりません。本要件は、業務仕様書「4ECサイト(購入プロセス)の(8)」の項目をヘルプデスクの要件として読み替える(準拠する)という認識でよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 29 | 募集要領 9(2) | 販売価格について、7(1)④ア「端末、ハードウェアキーボード付きカバー、送料」を審査対象とするとされています。販売価格評価の対象は、端末本体、ハードウェアキーボード付きカバー及び送料を含めた税込価格であり、任意選択のタッチペン、任意加入の端末保証、その他オプションサービスの価格は評価対象外との理解でよろしいでしょうか。 | ・審査基準「販売価格」の評価の対象は、ご認識のとおりです。 ・オプションの任意加入の端末保証は、審査基準の「端末保証」で評価の対象とします。 | 7月2日 |
| 30 | 募集要領 9(2) | 適切な配送・納品スケジュールを策定するため、各学校における端末の「利用開始予定日」の目安をご教示いただけますでしょうか。 | ・各家庭に5月末までの納品を想定しています。 | 7月2日 |
| 31 | 募集要領 11(2) | 保護者負担軽減のための端末購入費用の一部または端末販売価格相当の金額の購入支援金を、事業者に対する補助金として支出するため、県に対して交付手続きを行うこととする。とありますが、購入対象者を特定するにあたり、購入対象者の情報を事前にご提供いただける認識でよろしいでしょうか。 | ・購入対象者の情報提供については、協定締結時に協議する予定です。 | 7月2日 |
| 32 | 募集要領 11(2) | 補助金交付手続き申請にあたる必要書類、提出方法、提出先、提出時期および条件(注文後、集金後、納品後等)、交付手続きの頻度(限度回数)についてお示しいただけますでしょうか。また交付手続きの単位については、月度ごと(数量およびリストとして提出)等、一定期間を取りまとめた提出となる認識でよろしいでしょうか。また、交付手続き後の申請事業者への入金までの想定期間をお示しいただけますでしょうか。 | ・月1回程度、購入状況を一覧にまとめ、県に報告していただくことを想定しております。また、購入支援金の事業者への支払いは、翌月上旬を想定しています。 | 7月2日 |
| 33 | 募集要領 11(2) | 保護者負担軽減のための端末購入費用の一部または端末販売価格相当の金額の購入支援金を、事業者に対する補助金として支出するため、県に対して交付手続きを行うこととする」とございますが、 1. 購入支援金の交付手続きの具体的な流れや、事業者側で必要となる提出書類(実績報告書や購入証明書など)の想定がございましたらお聞かせください。 2. 事業者への補助金の入金(原資の回収)はいつ頃(またはどのようなサイクル:月次、事業完了後の一括など)になりますでしょうか。 | ・No.32の回答と同じ。 | 7月2日 |

| | | | | |
|----|-----------------|--|---|------|
| 34 | 募集要領 11(2) | 購入支援金について、事業者への交付時期はいつになるでしょうか。 | ・No. 32の回答と同じ。 | 7月2日 |
| 35 | 募集要領 13 | 参加申込書の提出後、諸般の事情によりプロポーザルへの参加を辞退せざるを得なくなった場合、以後の入札参加資格等への制限や、何らかのペナルティが課されることはありますでしょうか。 | ・参加を辞退してもペナルティは課されません。 | 7月2日 |
| 36 | 業務仕様書 前文 | 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然備えるべきものについては、備えていなければならない」について質問いたします。 本仕様書に明記のない事項について貴庁から追加のご要望が生じた場合、あるいは事業者側から必要と思われる仕様を提案する場合には、事前に双方で十分な協議・合意の上で進めさせていただく、という運用認識で相違ないでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 37 | 業務仕様書 1 | 昨今の、天災、半導体不足、モデルチェンジ等の受託者の責任によらない事由により納期遅延や価格高騰が発生した場合、納期やECサイトでの提供価格について別途協議として頂くことは可能でしょうか。 | ・協議は可能です。 | 7月2日 |
| 38 | 業務仕様書 1及び2 | 業務仕様書に記載の参考品について、協定締結後にメーカー都合等により終息し、後継機種又は新モデルへの切り替えが必要となった場合、代替機種の提案及び仕様に関する協議は可能でしょうか。 | ・協議は可能です。 | 7月2日 |
| 39 | 業務仕様書 3.2 | 端末保証について前項1タブレット端末に1年間のメーカー保証とあり、その上で、端末保証の契約年数は課程ごとの修学年限に応じて最大年数を設定すること。(3年又は4年)とあります。これは、1年に3年又は4年を加えるという事でしょうか。もしくは、生徒によって選択させるという事でしょうか。 | ・1年のメーカー保証を3年又は4年に延長することや、メーカー保証の他に、3年又は4年の保証を加える商品を提案してください。 ・保証への加入は、任意となります。 | 7月2日 |
| 40 | 業務仕様書 3.2(1) | 「(1)端末本体、充電用ケーブルおよびアダプタに対する保証を含むこと。」とありますが、本保証の対象範囲は端末に同梱されている純正の付属品(初期パッケージ品)のみという認識でよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 41 | 業務仕様書 4(2) | ECサイトを『学校ごとに作成』とあるが、対象校数をご教示いただけますでしょうか。 | ・113校です。 ※高等学校(本校、分校、キャンパス) : 82校 中等教育学校 : 6校 特別支援学校 : 25校 | 7月2日 |
| 42 | 業務仕様書 4(2) | サイトは学校ごとのECサイトを作成するなど、購入者が誤って他校の端末を購入することがないように考慮した提案をすること。なお、特別支援学校は、キーボードケース又は端末保護ケースを選択できるようにすることとございますが、「高等学校・中等教育学校後期課程用」と「特別支援学校高等部用」の2つの専用サイトを構築し、お客様情報入力欄にて学校名をプルダウン形式で選択していただく想定です、差し支えないでしょうか。 | ・差し支えありません。 | 7月2日 |
| 43 | 業務仕様書 4(4) | 「個人情報漏洩事故の防止体制」及び(7)「24時間稼働」を前提としたECサイトの構築環境について、事業者がパブリッククラウド(AWS、さくらのクラウド等)を調達して開設することで差し支えないでしょうか。 また、その場合に政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)等、特定のセキュリティ基準を満たすクラウド基盤の採用は、審査上の評価対象となりますでしょうか。 | ・パブリッククラウドの利用は、差し支えありませんが、利用するサービスとそのセキュリティ基準等について、公開できる情報の範囲で企画提案書に記載してください。 ・セキュリティ評価や、セキュリティ基準を満たすクラウド基盤の採用は、審査基準の「セキュリティ対策」の評価対象となります。 | 7月2日 |
| 44 | 業務仕様書 4(8) | メール、Webフォーム、TELによるいずれかもしくは複数の方法で保護者や学校からの問い合わせ対応が可能であること。対応時間は平日10時-19時は必須要件とございますが、弊社では、平日「10:00~18:00」での電話対応及び、メール窓口の開設(受付は24時間)平日回答を想定しております。差し支えないでしょうか。 | ・差し支えありません。 | 7月2日 |

| | | | | |
|----|------------------------|--|---|------|
| 45 | 業務仕様書 4 (14) 及び(15) | 弊社から直接購入者様へ確認・対応を完結できるフローにすることで、県や学校現場の手間を省き、より迅速な対応が可能になると考えておりますが、直接購入者様へ確認・対応を行う形での運用をご提案させていただくことは可能でしょうか。 | ・可能です。ただし、確認・対応を行うために必要となる個人情報は、ECサイト等を通じて事業者が購入者から直接得た情報のみを使用することとします。 | 7月2日 |
| 46 | 業務仕様書 4 (16) | 紙の申請書ベースでの申込について、郵送先やその取りまとめは新潟県様もしくは各学校様宛でしょうか。それとも直接事業者の指定する宛先への郵送を想定されていますでしょうか。 | ・事業者へ直接提出することを想定しています。 | 7月2日 |
| 47 | 業務仕様書 4 (16) | ECサイトが利用できない購入者に対する代替手段を提案すること及び「ECサイトの設置期間中ならびに設置期間後に紙での申請書ベースで申し込みができるよう提案に含むこと」とございます。弊社では実店舗での販売・サポート体制を有しているため、保護者様が紙の申込書(チラシ等)を弊社の特定店舗へ直接お持ち込みいただき、店頭で受付・手続きを行うフローを提案に含める形でも差し支えないでしょうか。 | ・差し支えありません。 | 7月2日 |
| 48 | 業務仕様書 4 (17) | 各購入者の購入完了後の納期を提案で明確にすることとされています。「購入完了」とは、クレジットカード決済の場合は決済完了時点、コンビニ払い又は銀行振込の場合は入金確認時点と理解してよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 49 | 業務仕様書 5 (2) | 保護者への希望納品期限がございましたらお示しいただけますでしょうか。 | ・5月末までの納品を想定しています。 | 7月2日 |
| 50 | 業務仕様書 5 (4) | 業務仕様書では、「県から購入情報の提出の求めがあった場合は都度対応すること」とあります。購入情報には個人情報が含まれることから、情報漏えい防止及び迅速な情報提供の観点より、電子メールやファイル共有サービス等による個人情報ファイルの受渡ではなく、受託者が用意するアクセス権限が管理できる専用システム等を利用して、安全に情報提供できる方法での受渡でもよろしいでしょうか。 | ・アクセス権限が管理できる専用システム等を利用しても構いません。 | 7月2日 |
| 51 | 業務仕様書 5 (4) | 業務仕様書では、各購入者の納品状況を学校ごとに取りまとめることとされています。学校においても、購入状況や納品状況に関する問い合わせや確認依頼が発生することが想定されますが、その場合も受託者において対応するものと考えてよろしいでしょうか。 | ・ご認識のとおりです。 | 7月2日 |
| 52 | 業務仕様書 6 (1) | 「県と協議し学校向けにECサイトに関する説明を行うこと」とございますが、各学校への説明方法について、「Zoom」のオンライン会議システムを用いた説明会の実施、あるいは説明用資料の配布でも差し支えないでしょうか。 | ・差し支えありません。 | 7月2日 |
| 53 | 業務仕様書 6 (2) | 「希望者への領収書(販売証明書)等の発行が可能であること。」とありますが、弊社では受注確定後、申込者様ごとに専用の「マイページ(マイサイト)」をご案内しております。領収書につきましては、同マイページ上から契約者様ご自身でダウンロードしていただく方式での提供を検討しておりますが、この方法で要件を満たしていると認めていただけますでしょうか。 | ・要件を満たしていると認めます。 | 7月2日 |
| 54 | その他 | 本業務の実施にあたり、受託者が履行責任を負う前提で、業務の一部(例えば、ECサイトのプログラム開発、配送等)を専門事業者(システム会社、運送会社等)に委託する場合、事前の届出が必要でしょうか。 | ・業務の一部委託については、ヒアリングの際の資料にて、その旨の記載願います。また、業務協定を締結する際に、届け出をお願いします。 | 7月2日 |